平成27年12月25日　【第17号】

「農地を守り！次世代に引き継ぐお手伝いをします！」

農地中間管理機構だより

随時発行　発行者：農地中間管理機構（公益社団法人宮崎県農業振興公社）

◆第１７号の内容

１　農地中間管理機構に関する都道府県ヒアリング結果
２　機構と市町村担当者による意見交換会を開催
３　農地中間管理事業審査会（12月）について
４　県内での取組事例地区紹介（１３）

１　農地中間管理機構に関する都道府県ヒアリング結果

官邸の「農林水産業・地域の活力創造本部」において決定された「農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策」に基づく改善状況について、9月4日に農林水産省のヒアリングが行われましたが、そのヒアリング結果が12月3日付けで公社理事長宛てに通知されました。

通知には、「多くの都道府県が、１年目の手探りの状況を脱し、機構を軌道に乗せるための努力を積み重ねているが、都道府県の取組にはかなりの濃淡がある。」と指摘されており、各地の担い手農業者の意見や今回のヒアリング結果等を踏まえた総括的な留意事項も７項目示されました。

まず、一つ目が、機構の役員体制について、27年度までの実績が低調なレベルにとどまった場合、役員体制の刷新を求めることもある。

二つ目に、担い手農業者から評価されない機構は軌道に乗ったとは言えないことから、担い手農業者と意見交換を繰り返し、それを踏まえた機構の運営を行うこと。

三つ目に、現地のコーディネートを行う職員を形式上の数だけではなく、本当に動ける人を必要数揃えることが重要である。

四つ目に、地域での話し合いは、県内一律ではなく、それぞれの状況を見極め、それに見合った話し合いの進め方を工夫すること。また、話し合いは、地域の多くの関係者が集まる機会をとらえて話し合いを進めること。

五つ目に、機構と基盤整備担当部局とより連携を密にし、次年度、次々年度の案件を含めて、機構と基盤整備がセットで動くように配慮すること。

六つ目に、機構スキームに反する①機構に農地を貸し付けたいという人が来たときに、借り手を探してから来るよう求めること。②賃料の変更について、出し手と受け手が直接話し合うよう求めること。③機構又は委託先が恣意的に貸付先を選定することなどの行為については、是正すること。

最後に、担い手への新規集積にはならないが、今後の集約化のベースを作るという点で法人等が借りている農地を機構経由に切り替えるなどの取組も参考にすること。

以上の７項目が示されました。当機構でも実践している内容もありますが、今後ともこれらを参考に、更なる工夫を行いながら、機構が確実に軌道に乗るよう努力していきたいと思います。

２　機構と市町村担当者による意見交換会を開催

農地中間管理事業の利用権設定に関する書類整理は、その書類の事前準備から添付書類等の整理まで煩雑な事務となっており、各市町村事業推進チームにおいてそれぞれ役割分担のもと整理されています。市町村によっては、書類整理に多くの時間を要することから事業担当者の大きな負担となっているところもあります。そこで、機構では県内で多くの実績を上げている市町村担当者の方々からその取組内容等について聞き取りを行い、事務処理の効率化と関係書類の軽減策等について意見交換を行いました。

今回、出席していただいた日南市、小林市、えびの市、西都市、新富町では、いずれも100haを超える実績を上げており、その書類整理等も効率的に行われています。

具体的には、専門的知識を有する職員と書類整理を行う専任職員を配置することにより効率的に事務処理を行っています。また、地元説明会から関係書類整理までのスケジュールをしっかり立て、関係機関と連携して取り組むことにより担当職員の負担も軽減できているようです。

今後、これらの取組内容等を整理し、広く周知することにより事務処理の効率化に努めていきたいと思います。

意見交換会の様子

３　農地中間管理事業審査会（１２月）について

今月の農地中間管理事業審査会は、審査する重点実施地区数が多く、審査資料のとりまとめに時間を要すること等から12月14日、17日、25日の３回に分けて開催しました。３回の審査会では、合わせて**重点実施地区４４地区**と**個別案件**としてリタイアされる農業者等の農地を対象に審査を行いました。また、審査した重点実施地区４４地区のうち**３２地区**は、本年度の重点実施地区として初めて農地中間管理権を取得する地区でした。

秋以降、事業取組を来年度から前倒しする地区もでてきたことから、慌ただしい年末となりましたが無事審査を終えることができました。今後、年明けの配分計画の認可申請に向けて準備を進めていきたいと思います。

【農地中間管理権取得等の審査地区】

◆重点実施地区４４地区（うち新規地区３２地区）

（綾町・日南市・串間市・三股町、小林市・高原町・えびの市・西都市・新富町・木城町・日向市・高千穂町・日之影町）

・機構が借り受けて貸し付ける農地面積　９０５．１ha

◆離農する農業者及び隣接する農地を貸し付ける農業者等（85名）

（宮崎市・串間市・都城市・小林市・えびの市・高原町・高鍋町・木城町・新富町・都農町・延岡市）

・機構が借り受けて貸し付ける農地面積　４８．１ha

１２月審査面積　９５３．２ha

平成27年度転貸面積累計　１８６３．０ha

４　県内での取組事例地区紹介（１３）

第13回目は、西都市の「鹿野田地区」の紹介です。

本地区は、西都市中央を流れる三財川の右岸に広がる水田地帯（202ha）で、水稲を中心に、ピーマンやマンゴー等の施設園芸が盛んな地域です。

この地区は、市内でも担い手が多い地域ではありますが、担い手の経営する農地が分散しており、農業経営の効率化を図る上では農地の集約化が必要不可欠となっています。また、区画整理等の基盤整備は行われておりますが、水田の汎用化を図る暗渠排水の整備要望が多く出されているところでもあります。

農地中間管理事業の活用にあたっては、鹿野田土地改良区の役員を中心に事業取組に関する勉強会を実施し、今後の地域農業の発展や担い手が経営する農地の集約化、暗渠排水等の条件整備を実施していくためにも農地中間管理事業の取組は必要不可欠であるとの結論に至り、土地改良区の受益地を農地集積エリアに設定して事業推進に取り組むことになりました。６つの集落に分けて行った事業説明会では、事業取組のメリットや手続きの方法等の質問に対して、市や機構担当者が説明を行い、説明会に参加された農家のうち、まずは事業実施に理解を示された方々を中心に事業に取り組むことにしました。

今後も引き続き、農地中間管理事業により担い手等が経営する農地の集積を進め、担い手の分散した農地の集約化を段階的に行い、将来にわたり地域の資産である農地を有効活用していくために取り組んでいるところです。

＜鹿野田地区での農地中間管理事業に係る取り組み経緯＞

◆H27. 8.19　土地改良区役員・総代への事業概要説明
◆H27. 9.25　土地改良区役員と事業取組に関する打合せ
◆H27.10. 5～　５集落で事業説明会の開催
◆H27.11. 2～　鹿野田土地改良区総代会で事業取組を決定
◆H27.11. 4～　地権者・耕作者個別説明会を６ケ所で開催（農地の確認等）
◆H27.11.20～　地権者・耕作者契約書作成説明会を７ケ所で開催（手続き開始）

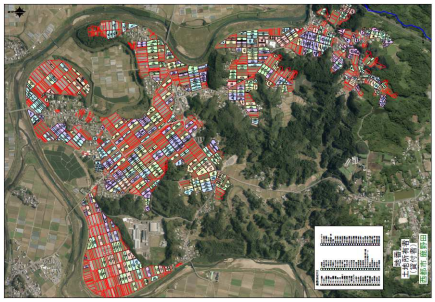

鹿野田地区で集積された農地（集積率50%）

＜農地第一課より＞

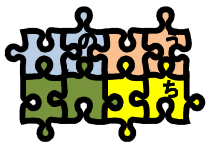

機構は、11月、12月の農地中間管理事業審査会で重点実施地区７１地区、個別案件154件の審査を行い、約2,800名の地権者から約1.2万筆、約1,400haを借り受けることになりました。機構に提出された農用地利用集積計画は、利用権設定を行うすべての農地の所在、面積、添付書類等の有無について確認を行っており、担当職員はこの２ケ月間その膨大な作業に連日追われました。また、これらの作業軽減策として、10月末から機構職員が市町村に出向き書類の事前確認作業を行いましたが、修正作業等その多さに音をあげそうになりました。これらの経験を元に、今後とも効率的な事務処理を行うためにどうしたらいいかを研究をしていきたいと思います。（事業担当）

農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。
公益社団法人 宮崎県農業振興公社　農地第一課　電話（直通）　0985-78-0210
メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp